

## 第 1 章 名 称

### 第 1 条

本連盟は、北海道ソフトバレーボール連盟(HOKKAIDO SOFT VOLLEYBALL FEDERATION)  
(略称 H・S・V・F) 以下「連盟」と称する。

## 第 2 章 目 的

### 第 2 条

本連盟は、北海道におけるソフトバレーボールを統括し、日本ソフトバレーボール連盟と連携を保ち生涯スポーツの一環として、ソフトバレーボールに親しむ機会を提供するとともに健康の増進、体力の向上、明るいコミュニティーの育成に寄与することを目的とする。

## 第 3 章 事 業

### 第 3 条

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソフトバレーボールに関する調査・研究
- (2) ソフトバレーボールの大会・競技会の開催・主管及び後援
- (3) 各種競技会・講習会への講師派遣と協力
- (4) ソフトバレーボール指導者ならびに審判員の育成及び認定審査
- (5) 他団体との連携協力
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第 4 章 組 織

### 第 4 条

本連盟は、第2章の趣旨に賛同する団体及び個人をもって組織する。

### 第 5 条

本連盟の事務局は、会長の指定する場所におく。

## 第 5 章 役 員

### 第 6 条

本連盟に、次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長 ( 常 任 理 事 )	1 名
副 理 事 長 ( 常 任 理 事 )	若干名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

### 第 7 条

本連盟に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、常任理事会の推薦による。
- 3 顧問は、会長の諮問機関とする。
- 4 参与は、常任理事会の諮問機関とする。

第8条 会長、副会長は、理事会で選出する。

第9条 常任理事、理事、監事は理事の互選により選出する。

第10条 本連盟の役員選考に関する規程を定める。細部は「役員選考規程」による。

第11条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 役員に欠員がでたときは、これを補充する。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 任 務

第12条 会長は、本連盟を代表して会務を統括し、各役員を委嘱し、かつ理事会の議長となる。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第14条 理事長は、常務を執行し、かつ常任理事会の議長となる。

第15条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

第16条 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。

第17条 理事は、会務を執行する。

第18条 監事は、本連盟の会計を監査し、意見を付して理事会において報告する。

## 第7章 会 議

第19条 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、年1回 又は必要に応じて会長が招集する。

3 理事会は、本連盟の最高議決機関とし、次の事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び実施の承認
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約・規程の改廃
- (4) 役員を選出
- (5) その他 必要事項

第20条 常任理事会は本連盟の執行機関とし、理事長が必要に応じて招集する。

2 必要に応じて、会長、副会長の出席をもとめ、意見を求めることができる。

第21条 本連盟の諸会議は、会議構成員現在数の過半数の者の出席で成立し、議事の決定は出席者の過半数をもって決する。

2 賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第8章 専 門 委 員 会

第22条 本連盟の事業を推進するため、次の専門委員会をおく。

- (1) 総務委員会（事務局を含む）
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導普及委員会
- (5) 資格審査委員会

- 2 委員会は、常任理事、理事及び委員等をもって構成し、常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 委員会は、本連盟の事業遂行に必要な事項を分担所管して専門的に調査研究し、処理執行する。  
細部は、「専門委員会規程」による。

## 第9章 加盟登録

第23条 本連盟に加盟する団体及び個人は、所定の登録申請書に所要事項を記入し、登録料を添えて（地区連盟等を経由）登録する。細部は、「加盟登録規程」による。

## 第10章 会計

第24条 本連盟の運営経費は、負担金、登録料、助成金、参加料、寄付金等をもってこれにあてる。

第25条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終る。

## 第11章 規約・規程の改廃

第26条 規約・規程の改廃は、理事会において過半数の同意を要する。

## 第12章 附則

第27条 本規約に定めのない事項については、常任理事会において審議し、理事会において決定する。

第28条 本規約は、平成3年12月7日から施行する。

附. 平成 7年 3月 3日 一部改正(第21条)

附. 平成 9年 3月29日 一部改正

附. 平成12年 2月19日 一部改正(加盟登録規程、旅費内規)

附. 平成14年 2月16日 一部改正(インストラクター認定規程一部、登録料改定)

附. 平成15年 2月15日 一部改正(規約条文一部修正、規程・内規の制定)

附. 平成17年 2月26日 一部改正(規約条文一部修正、規程・内規の制定)

附. 平成19年 3月 3日 一部改正(規約条文一部修正、規程・内規の改廃)